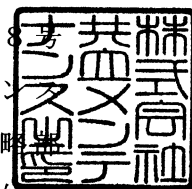


令和5年6月9日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

東京都千代田区外神田2丁目18番8号
株式会社共立メンテナンス
ホテル事業戦略本部 事業戦略課



勝俣 伸一

回答書

貴法人よりいただいております2023年4月21日付「申入書」につきまして、以下の通り回答申し上げます。

<回答>

1 ドーミーインホテルの宿泊約款第14条4項は、下記の通り改定致します。

【変更前】

当ホテルは、場内において不正駐車を発見したときには、車輛の利用者から一台3万円を頂戴いたします。

【変更後】

当ホテルは、場内において不正駐車を発見したときには、車輛の利用者に不正駐車による損害の賠償を請求いたします。

2 ドーミーインホテルの宿泊約款第16条1項から3項につきまして、下記の通り改定致します。

【変更前】

第16条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けできる物品または現金の上限額は5万円とします。
2. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金について、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、それが、不可抗力であるときを除き、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または重過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、5万円を限度としてその損害を賠償します。

【変更後】

第 16 条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けできる物品または現金並びに貴重品の上限額は 10 万円とします。

2. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、それが、不可抗力であるときを除き、当ホテルはその損害を賠償します。但し、現金並びに貴重品に付いては、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

3. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

以上